

令和 5 年 度
船橋市内部統制評価報告書審査意見書

船橋市監査委員

船 監 第 3 7 4 号

令和 6 年 8 月 2 8 日

船橋市長 松 戸 徹 様

船橋市監査委員 栗 林 紀 子

同 齋 藤 弘 之

同 浦 田 秀 夫

同 松 橋 浩 嗣

令和 5 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 5 年度船橋市内部統制評価報告書を審査したので、意見書を提出します。

令和 5 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の種類

地方自治法第 150 条第 5 項に基づく審査

2 審査の対象

令和 5 年度船橋市内部統制評価報告書

3 審査の期間

令和 6 年 6 月 21 日から同年 8 月 9 日まで

4 審査の着眼点

市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

5 審査の実施内容

令和 5 年度船橋市内部統制評価報告書について、船橋市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省）（以下「ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

6 審査の結果

令和 5 年度船橋市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

7 備考

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、運用上の重大な不備が 3 件把握され、財務に関する事務その他市長の権限に属する事務に係る内部統制は、評価対象期間において一部が有効に運用されていなかった。

8 審査意見

(1) 評価報告書附属資料の記載内容について

評価報告書は、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられており、そのためにはわかりやすい報告書とする必要がある。

内部統制制度導入２年目である令和５年度の評価報告書では、附属資料に内部統制の推進に関する取組、不備を把握した経緯、不備に係る事案の概要、重大な不備の判断要素等が新たに記載されており、わかりやすいものへと改善されていた。中でも重大な不備の判断要素の具体的記載については、昨年度の審査で意見を付していたところであり、評価の客観性、信頼性を確保するうえで重要な改善であったと評価する。

今後も他市の研究や様々な意見を参考にしながら、さらにわかりやすい記載内容となるよう継続して取り組まれない。

(2) 運用上の重大な不備の判断について

運用上の重大な不備と判断した３件については、いずれも市民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものに相当するものであると考えられ、ガイドラインや本市における重大な不備の判断要素を踏まえ、その判断は相当であると認められた。

事案の内容、生じた影響等、不備の発生原因、重大な不備と判断した理由及び主な再発防止策についての概要が記載されており、判断の透明性を確保する工夫がされていることを評価する。

なお、他に重大な不備と判断すべきものがなかったか審査をした結果、当該３件を重大な不備であるとした判断は相当であると認められた。

(3) 全庁的な再発防止の取組について

評価担当（総務法制課）は、事故（運用上の不備）が発生した場合、他の所属で同様な不備が生じないように、各所属から提出された「事故に対する再発防止策報告書」を全庁的に情報共有し、注意喚起しているところであるが、内容が比較的軽易な不備から重大な不備まで含まれているため、重大な不備かどうか分かりにくいように感じる。特に重大な不備や重大な不備につながるおそれの高いものについては、二度と繰り返されることのないよう、重要性が伝わる工夫をするなど、効果的な情報共有方法について継続して研究されたい。

(4) 実効性の高い内部統制制度の定着について

令和６年１月に内部統制の研修内容を検討することを主な目的として、管理職に対して総務法制課が実施した内部統制に関するアンケート結果によると、制度や取組内容への理解が不十分であることや、取組の目的やメリットが正しく理解されていないという状況が見受けられた。職員の理解が不十分なままでは、取り組むこと自体が目的となり、制度を形骸化させるおそれがある。内部統制を有効に機能させるためには、全ての職員が制度の理解を深め、主体的に取り組むことが重要である。

このアンケート結果を踏まえて研修テキストを作成し、常勤職員に対して新たにeラーニングを実施し、内部統制制度の更なる推進に取り組んだことは評価する。

今後、アンケートで職員から得た様々な意見も参考にし、職員に過度の負担になら

ず、取り組みやすく実効性の高いものとなるよう、不断の見直しを行いながら、引き続き制度の周知、啓発等に取り組み、市全体として実効性の高い内部統制制度の定着に努められたい。

その際、前述のアンケートにおける「同じような事務ミスが複数の課で繰り返されており、その内容を見ると、いまだに事務マニュアルが整備されていない、ダブルチェックが機能しないなど、そもそも論の共通認識を一度徹底したほうがいいのではないかと思われる」との指摘や、「そもそも決裁という仕組みが内部統制として機能していないことが問題である」との指摘は、制度の定着に当たって大変重要な視点と思われるので、特に考慮をして取り組んでいただくよう要望する。

